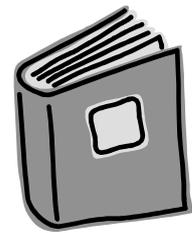


第1部 風水害に強い日野をめざして

- 第1章 総則
- 第2章 日野市の主な河川と過去の風水害の概況
- 第3章 下水道及び用水路等の概要
- 第4章 市・都及び防災関係機関の役割



第1章 総則

第1節 本編の策定方針

1. 本編の目的

- 本編は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び日野市防災会議条例第2条の規定に基づき、日野市防災会議が作成する地域防災計画を構成する一編である。
- 市、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、市域において風水害に関し災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
- 本編における風水害は、災害対策基本法第2条第1項第1号に定める災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑による原因により生ずる被害等とする。
- 同時に、河川の氾濫及び台風等による風水害を防御し、被害を軽減することを目的として、市が水防法(昭和24年法律第193号)第3条に規定されている市町村の水防の責任を十分に果たすため、同法第7条の規定に基づく東京都水防計画に準拠して、市内の各河川等に対する水防活動上必要な事項を定めるものである。

2. 本編の前提

- 近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、いわゆる都市型水害と言われる浸水被害の危険が日野市においても高まっている。
- 市内に一級河川である多摩川、浅川が流れ、その合流地点がある地形的特徴から、「百年に一度」、「二百年に一度」という大雨があった場合、多摩川、浅川等の河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。
- 強い台風が関東地方を直撃した場合、最悪の条件が重なると大きな被害が出るおそれもある。
- 急傾斜地崩壊危険箇所が72か所あり、丘陵地、斜面地、造成地が多い当市では、土砂災害が過去に発生していることから、その予防・減災対策が大きな課題である。
- 気象庁は、平成20年から「竜巻注意情報」の発表を始めたことから、竜巻に関しても市から住民へ適切な情報伝達を行うことが必要である。
- 平成26年2月には日野市にも数十年ぶりに大雪警報が発令され、記録的な積雪により、交通機関の運転中止、広域交通網の寸断による食料品の流通不足、積雪によるビニールハウス等の倒壊による農業被害、カーポート等の破損などの被害が発生した。また、バス路線(ミニバス、ワゴンタクシー含む)を中心とした道路の除雪を多くの地域で早期に行う必要があった。この経験を生かし、大雪による積雪、融雪及び落雪等に伴う雪害に関しても適切な準備及び対策が必要である。

3. 他編との関係

- 本編に記載のない事項は震災編を準用する。

第2節 本編の習熟

- 市及び関係機関は、平常時から危機管理の一環として風水害防災対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策、事業が本編に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本編を習熟し、風水害への対応能力を高める。

第3節 本編の修正

- 本編は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考え合わせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。
- したがって、市及び関係機関は、関係のある事項について検討し、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、修正案を市防災会議事務局（市総務部防災安全課）に提出しなければならない。



第2章 日野市の主な河川と過去の風水害の概況

第1節 日野市の概況

1. 位置及び地勢

本市は、東京都のほぼ中央に位置し、面積は27.53㎢である。市の北西部は台地、北東部から中央部の川沿いは低地、南部は丘陵地からなる。

市の北東部には多摩川が、中央部には、浅川が流れ、南部はゆるやかな丘陵地（七生丘陵）を呈している。

その他は、震災編第1部第2章「市の概況」のとおりである。

第2節 風水害の概況

(1) 多摩川及び浅川の既往洪水の概要

【日野市を含む多摩川水系の最近の出水状況（既往洪水の概要）】

年・月	原因	被害状況
昭和49年9月	台風16号	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川水系では本川（多摩川）、支川である浅川とも当時の計画高水流量に匹敵する大出水となった。 本川、支川における高水護岸、低水護岸の全壊、半壊をはじめとし、取水堰施設の損壊が目立った。 多摩川本川、支川浅川では越水氾濫こそなかったものの支川浅川では、八高線鉄橋下流右岸、中央線鉄橋下流右岸等の堤防が大きく崩壊し、本河川上流部でも羽村堰下流右岸の本堤が高水護岸もろとも大きく崩壊した。 本川22.4km左岸都下狛江市では、本堤が約260mにわたって決壊し、それに伴って堤内の住宅地等3,000m²と家屋19棟が流出した他、高水敷の児童遊園地等の諸施設が流された。
昭和57年8月	台風10号	<ul style="list-style-type: none"> 石原観測所で戦後第2位の水位を記録し、越水・溢水等の被害は免れたが本川及び支川浅川を含め24か所の河川施設に災害が生じた。
同年9月	台風18号	<ul style="list-style-type: none"> 一部警戒水位を超える観測所もあり、本川及び支川浅川で13か所の河川施設が災害を生じた。

年・月	原因	被害状況
昭和58年8月	台風5号、6号	・日本上空にあった勢力の強い台風が、進路を定めず迷走したため、長時間にわたって雨が降り、警戒水位を超える出水となり、多摩川本川で28か所の河川施設が被災した。
昭和60年7月	台風6号	・本川下流部と浅川で警戒水位を超える出水となり、本川で1か所、浅川で4か所の河川施設に災害が生じた。
平成2年8月	台風11号	・支川浅川の浅川橋で警戒水位を超え、6か所の河川施設で災害が生じた。
同年9月30日	台風20号	・本川の日野橋、石原、田園調布（上）、支川の浅川橋でそれぞれ警戒水位を超え本川及び支川浅川の含め8か所の河川施設に災害が生じた。
同年11月30日	台風28号	・11月末の上陸という観測史上初めての台風であり、それによる出水は、本川の石原、田園調布（上）、支川浅川の浅川橋でいずれも、警戒水位を超え、浅川の日野市東豊田地先では、法崩れのため、木流し工法を実施した。
平成3年9月	台風18号	・石原、田園調布（上）、（下）及び支川浅川の浅川橋で警戒水位を超え、浅川の日野市新井地先で洗掘が発生し、木流し工法を実施した。
平成10年8月	8月末豪雨	・27日夕方から降り続いた雨の影響により各地点で指定水位を超え、田園調布（上）では警戒水位を超えた。また、支川の浅川では、日野市南平地先において洗掘が発生した。
平成19年9月	台風9号	・小河内観測所において降り始めからの雨量が観測史上最大の710mmの降雨を記録し、各基準観測所において戦後2番目、3番目となる水位を記録した。堤防が決壊するなどの大きな被害はなかったものの、多摩川と浅川の計15か所において、河岸洗掘による護岸崩壊等の被災が発生し、ニヶ領宿河原堰においては、護床工が流出する被害が発生した。
平成20年8月	8月末豪雨	・多摩川支川浅川流域の高尾観測所において、降り始めからの雨量が310mmを記録し、1時間あたりの最大雨量が71mmを記録した。石原水位観測所、浅川橋水位観測所においてははん濫危険水位を上まわった。
平成21年10月	台風18号	・8日未明からの降雨は田園調布（下）観測所で195mm、浅川流域の高尾観測所で192mmを観測し、田園調布（上）水位観測所では水防団待機（4.50m）を上回る5.39mを観測した。
平成22年8月	局地的大雨	・19日からの降り始めからの雨量が114mmに達し、浅川橋水位観測所では、氾濫注意水位(2.20m)を超える2.22mを観測した。

年・月	原因	被害状況
平成 23 年 9 月	台風 15 号	・19 日からの降り始めからの雨量が多摩川支川浅川流域の高尾観測所において、降り始めからの雨量が 224mm 達し、浅川橋水位観測所では、避難判断水位(2.30m)を超える 2.45m を観測した。
平成 24 年 5 月 2 日	前線を 伴う 低気圧	・多摩川の御岳で総雨量 245 mm、浅川の美山で 205 mm の降雨となった。浅川橋水位測定所と多摩川の田園調布(上)水位観測所で、氾濫危険水位を超える水位を記録した。

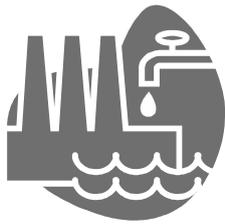
(出典：平成 25 年度 洪水対策計画書〈多摩川・鶴見川・相模川〉・国土交通省関東地方整備局・京浜河川事務所 P7-10 を一部可変)

(2) 日野市の水害発生記録

- 日野市の水害発生は、平成 20 年 8 月 29 日の豪雨による床上浸水 2 戸(2 世帯)、床下浸水 6 戸(10 世帯)の被害を最後に床上、床下浸水被害は報告されていない。
- (震災編 第1部 第2章「市の概況」■水害発生状況 参照)

(3) 都市型水害の発生

- 主要河川の改修、堤防の補強、防潮堤の建設等が進んだ結果、昭和 49 年の多摩川堤防の決壊以降、主要河川の氾濫や決壊による被害は大幅に減少した。
- 昭和 30 年代から始まった急速な都市化の進展は、区部を中心に中小河川の氾濫による新たな都市型水害を発生させた。



第3章 下水道及び用水路等の概要

第1節 下水道

- 近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させている。その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。
- 下水道は、このような状況を解消して、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。

第2節 日野市の雨水施設の概要

- 市の雨水施設整備は、時間最大降雨量 50 mm/hr に対応する浸水対策事業を実施し、浸水被害の解消、軽減、未然防止に努めている。市内は、多摩川、浅川、谷地川、程久保川、大栗川の5つの河川流域に分かれており、流域界など河川計画との整合を図り、行政区域を31の排水区に分割している。各排水区に降った雨は、それぞれ排水区ごとに河川に放流している。

第3節 日野市の用水路及び湧水の概要

- 市内には、多摩川、浅川、程久保川から取水する農業用水が9幹線あり、総延長約 120 kmにも及び用水路が網の目状に走るとともに崖線に沿って約 180 地点の湧水が点在している。用水路及び湧水の存在は、日野市の誇る自然環境の特徴の1つでもある。

第4章 市・都及び防災関係機関の役割



- 市・都及び防災関係機関の役割については、震災編 第1部 第3章「市・市民・地域組織・事業所の責務と市及び防災関係機関等の役割」を準用する。